

瑞穂監第38号
令和3年1月26日

瑞穂市長

森 和之様

瑞穂市議会議長

庄 田 昭 人 様

瑞穂市教育長

加 納 博 明 様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 杉 原 克 巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「牛牧第1保育所」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「牛牧第1保育所」における令和2年4月1日から令和2年9月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費・備品購入費」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

牛牧第1保育所は、教育委員会の幼児支援課に属し、令和2年10月末日現在、所長以下保育士（会計年度任用職員職員及び派遣職員含む）10名で保育所を運営している。

なお、牛牧第1保育所は市内9か所の保育所のうち、定員数で最も少ない規模となっている。令和2年11月1日現在の入所児童数は認可定員90名に対し59名で、年齢別の内訳は、次のとおりである。

令和2年11月1日現在（単位：名）

区分	3歳児	4歳児	5歳児		合計
	あか組	あお組	むらさき組	ふじ組	
児童数	18	11	16	14	59

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所及び牛牧第1保育所
令和2年11月26日（木）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児支援課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求めるとともに、現地において備品管理状況等も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

牛牧第1保育所の財務の執行については、次のとおりで、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

教育総務課分 令和2年9月末日現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	-	-	-
歳出	398,729,000	134,301,242	33.7

幼児支援課分 令和2年10月末日現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	623,253,000	91,287,467	14.6
歳 出	1,210,048,000	521,859,786	43.1

2 教育委員会に対する結果と意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	資金前渡について	<p>幼児支援課において緊急を要するとして給食時飛沫防止用の塩ビ板をまとめて購入し、保育所ごとに資金前渡支払していたが、領収書の宛名が空欄となっていた。</p> <p>また、精算書に添付されている領収書は、一部の保育所で写しの領収書に手書きで支払金額が記入されていた。</p>	<p>資金前渡時の領収書の宛名は「資金前渡職員宛」と規定されていることから、宛名が空欄の領収書は許されない。</p> <p>今回、まとめて購入したため一部の保育所では写しの領収書を使用し、その保育所の支払金額を支払者側で記入しているが、「一の請求書、領収書等が、数通の調書に係るものであるときは、当該証拠書類は、主な調書に添付するとともに関連する調書名、調定決議番号その他の番号（以下「調書決議番号」という。）及び金額内訳を記載するものとし、他の調書には当該証拠書類を添付した調書名及び調書決議番号を記載しなければならない。」とする瑞穂市会計規則第73条第2項の規定に沿った会計処理がなされていない。</p> <p>今後は、同規則に沿った適正な会計処理とすべきである。</p>
2	保管している通帳について	<p>以前に主食費を徴収していた保護者会主食代の通帳が保管されていた。</p>	<p>令和元年10月より、主食費は保護者が市へ納入することとなり通帳の使用は無くなったとのことである。</p> <p>現金残高が零円の通帳ではあるが、通帳を残していれば、これに伴い通帳と印鑑を管理しなければならない上に、当該通帳が他の目的に悪用されるリスクを負うことから、解約を含め保護者会主食代の通帳を保管することについての検討をしていただきたい。</p>

以上